

「将来の代理人指定サービス」利用規定

第1条 「将来の代理人指定サービス」の内容

1. 「将来の代理人指定サービス」とは

「将来の代理人指定サービス」（以下、「本サービス」という）とは、預金者の認知・判断能力が低下したため、当金庫と取引ができなくなる場合に備え、予め預金者に代わり取引を行う代理人を指定するサービスをいいます。

2. 代理人による取引開始

代理人は、預金者が認知・判断能力が喪失した内容の診断書および預金者との関係の分かる書類を当金庫に所定の書類とともに届け出た時より、代理人による取引を開始できるものとします。

3. 利用いただける預金者

申込み時に本規定に同意し、本サービスを利用する契約締結能力がある預金者に限ります。

第2条 本サービスの要領

1. 代理人の指定

代理人は、推定相続人1名とします。代理人の指定は、預金者が責任を持って指定して下さい。

2. 本サービス利用の流れ

(1) 本サービスは、申込み時と代理人取引開始時の2回手続きがあります。

(2) 申込み手続きは、預金者と代理人が一緒に来店いただきます。

(3) 代理人取引開始手続きは、代理人に来店いただきます。

(4) 代理人取引開始手続きには、医師の診断書、預金者と代理人の関係が分かる戸籍等（推定相続人であることが分かるもの）、代理人の本人確認書類、預金者名義の通帳・証書・キャッシュカードが必要となります。

(5) 医師の診断書は、預金者が認知・判断能力を喪失している旨の記載が必要となります。

(6) 代理人取引開始後は預金者による取引はできません。

3. 代理人との取引

(1) 指定された代理人は、当座預金を除く預金の入出金、預金口座の新規開設・解約、各種諸届（変更届・喪失届）、残高証明書発行、口座振替の設定、出資金の脱退に関して、一切の行為を委任されたものとします。

(2) 代理人は取引の都度、本人確認書類をご提示下さい。

(3) 代理人との取引に対し、当金庫は取引の根拠となる書面（請求書や領収書等）の提示を求めることがあります。

(4) 代理人取引では、キャッシュカードによる取引、インターネットバンキング等E Bサービスによる取引、出資加入、融資取引、貸金庫取引（貸金庫契約の代理人が本サービスの代理人となる場合を除く）、預り資産取引等はできません。

(5) 発行済のキャッシュカードは、代理人取引開始時に利用廃止させていただきます。

(6) インターネットバンキング等E Bサービスは、代理人取引開始時に解約させていただきます。

(7) 代理人との取引に対し、疑念や不審な点がある場合、当金庫は取引を謝絶することができるものとします。

(8) 代理人の取引にあたっては、当金庫所定の手続きに準じて取引いただきます。

(9) 複数の代理人を指定することはできません。

(10) 預金者から指定されている代理人が、更に他の代理人を指定することはできません。

(11) 預金者が提出した所定の書類にて、代理人が解任もしくは変更され、新たな代理人が選任された場合には、従前の代理人の同意がなくとも、新たに選任された代理人を真の代理人として取引します。

4. 代理人との責任の範囲

- (1) 代理人が行う取引は、預金者自身が行った当金庫との取引と同等の効力が発生します。
- (2) 代理人が行った行為によって、後日、紛争等のトラブルが発生しても、代理人の責により解決していただき、当金庫は一切責任を負いません。

5. 代理人との取引の開示

当金庫が代理人で行った取引について、預金者の他の推定相続人から開示請求があった場合、当金庫は応じるものとします。

第3条 本サービスの変更・解約

1. 申込み内容の変更

預金者の判断で、指定された代理人の変更をする場合には、預金者より当金庫へ届け出て下さい。
ただし、「代理人取引開始届」を当金庫へ提出した後は、預金者から変更手続きを行うことはできません。

2. 本サービスの任意解約

本サービスを任意解約する場合には、預金者または代理人より当金庫へ届け出て下さい。

3. 解約事由

次の事由がひとつでも生じた場合には、当金庫はいつでも、預金者または代理人へ事前に通知することなく本サービスを解約することができるものとします。

- (1) 預金者または代理人が死亡した場合。
- (2) 代理人の認知・判断能力が無くなった場合。
- (3) 代理人が行う取引に疑念や不審な点があると当金庫が判断した場合。
- (4) 預金者に成年後見制度の開始があった場合。
- (5) 預金者の認知・判断能力が回復した場合。
- (6) その他、当金庫がサービスの提供が相当ではないと判断した場合。

第4条 家系図および通知する推定相続人について

1. 家系図の提出

- (1) 預金者および代理人は家系図の提出に同意し、今後も当金庫から家族について質問することに同意いただいたものとします。
- (2) 家系図に連絡可能先として記入いただいた方に対しては、緊急時等当金庫が必要と判断した場合に連絡することがありますので、預金者より了解を得ておいて下さい。

2. 通知する推定相続人について

預金者および代理人は、家系図の中から通知する推定相続人を1名ご指定いただきます。代理人取引開始時に、指定いただいた推定相続人に対して、代理人取引開始の通知をさせていただきます。

第5条 免責事項

1. 本サービスに関し損害等が生じた場合、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。
2. 所定の書類を提出されずに行われた手続きについては、後日、紛争等が発生したとしても当金庫は一切責任を負いません。
3. 本サービスが終了する事象（預金者の死亡・成年後見制度の開始等）が発生した後でも、当金庫にサービス解約の届け出がない限り、代理人で行った取引は有効であり、それにより生じた損害等について、当金庫は一切責任を負いません。

第6条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、各種規定等により取扱うものとします。

第7条 サービスの利用停止等

当金庫は、預金者または代理人へ通知することなく、本サービスの全部または一部を停止・変更することがあります。

この場合本サービスの利用期間中であっても、本サービスの全部または一部が利用できなくなります。

以 上

(2022年9月1日現在)